平成２３年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市大工町頭32番地１
債務者　村田　　泉
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　光寿
４　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前11時20分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７９号
奈良県橿原市五条野町2054番地　プロムナード203
債務者　寺口なつき（旧姓戸井）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
群馬県太田市大原町385番地45
債務者　山岸たけ子
１　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１５５号
群馬県太田市大原町385番地45
債務者　永田久美子（旧姓新井）
１　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４０７２号
大阪府高槻市津之江町１丁目61番４号
債務者　松浦くるみ
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１０４号
大阪市鶴見区諸口２丁目１番18号
債務者　山田　幸雄
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２３３号
大阪市中央区粉川町１番８―307号
債務者　邱　　月英
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２５５号
大阪府豊中市桜の町５丁目３番10―202号、前住所大阪府豊中市永楽荘４丁目６番２号
債務者　塩入　恵子（旧姓右京）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３８９号
大阪府吹田市元町18番６―205号
債務者　山口　　幸
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４８６号
大阪市淀川区塚本２丁目18番15号　塚本総合クリニックビル503号
債務者　鳥越　節子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４８７号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目15番１号
債務者　今井　敬三
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５５６号
大阪府門真市島頭３丁目14番13―403号
債務者　上山運送こと　上山　裕靖
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６１号
大阪市東淀川区上新庄３丁目10番17号　いほりコーポ605号
債務者　汐﨑　俊介
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６９号
大阪市東成区神路１丁目１番14号　パークレーン深江橋301号
債務者　藤川　順子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６０８号
大阪市住吉区万代東１丁目１番43号　第２西田辺初音ビル202号
債務者　櫻木　孝之
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４８５号
大阪市平野区瓜破西２丁目１番27号
債務者　松倉　一則
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６９号
大阪府大東市北条６丁目21番12号
債務者　矢野　智子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部